

Ⅷ 契約野菜収入確保モデル事業

本事業は、野菜の加工・業務用需要に対応した契約取引への支援を強化するため、契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知）第2の2による事業として、平成23年度にモデル的に創設された事業です。

平成25年度以降は、これまでの収入補填タイプに加えて、①不作時において、生産者が価格高騰している市場へ出荷するのではなく、実需者等との契約に沿って野菜を出荷した場合に補填を受けられるタイプ（出荷促進タイプ）や、②中間事業者を対象に、契約数量の確保のために市場等から対象野菜を調達した場合に補填を受けられるタイプ（数量確保タイプ）が追加されました。

なお、この事業の実施については、契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）及び契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領（平成23年4月1日付け22農畜機第5298号）に則して進めています。

1. 事業内容

（1）収入補填タイプ

生産者等が、実需者等との間で契約を締結した後に、天候その他やむを得ない事由で当該契約が変更されたことにより、当該契約締結時に見込んでいた収入が得られなかった場合において、その変更が当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に対し、機構が交付金を交付します。

（2）出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等との間で契約を締結した後に、天候その他やむを得ない事由で卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合であって、当該契約に沿った取引を行った場合に、当該生産者等に対し、機構が交付金を交付します。

(3) 数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等との間で契約を締結した後に、特定の生産者等から仕入れる予定であった野菜について、天候その他やむを得ない事由で当該生産者等から仕入れる数量が減少し、実需者等との間で契約した野菜と同一の野菜を確保する必要がある場合であって、卸売市場等からその調達を行った場合に、当該中間事業者に対し、機構が交付金を交付するものです。

2. 事業の要件等

(1) 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（14品目）で、新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含みます。

(2) 事業実施主体

収入補填タイプ及び出荷促進タイプの事業実施主体は、生産者等（①対象品目の生産者、②農業協同組合及び事業協同組合並びにこれらの連合会、③その他生産者が構成員となっている団体のいずれかに該当する者）です。

数量確保タイプの事業実施主体は、中間事業者（生産者等から対象品目を買い受け、その原体又はカット等の加工（すり潰し、塩蔵、加熱及び冷凍等の加工度合いの大きいものを除きます。）を行ったものを他の事業者に販売することを業とする者）です。また、数量確保タイプの事業実施主体は、生産者等と機構が定める仕入計画書を取り交わすことが必要です。

(3) 対象契約

対象契約は、書面による実需者等との定量・定価格契約です。口頭契約の場合であっても、機構が定める契約内容確認書を締結したものは、対象契約となります。

また、出荷促進タイプでは、契約価格は過去の卸売市場の平均価格を上回らないものに限ります。

なお、モデル事業の対象契約について、他の野菜関係事業に重複して申し込むことはできません。

(4) 実需者等

実需者等は、交付申請をする年度の前年度において事業実施主体と対象品目の取引があった者のうち、①食品製造・加工業者、②小売業者、③中間事業者のいずれかに該当する者です。

ただし、事業実施主体と親子会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。

(5) 補助限度額

補助限度額は、対象品目の生産者は500万円、それ以外の者は1,000万円を申込区分ごとに補助限度額の範囲内で応募できます。

3. 積立金の積立て

モデル事業の事業実施主体は、対象出荷期間の開始前に、専用口座等に交付金の限度額となる積立金を積み立てます。専用口座等は、対象出荷期間中の積立金の額が把握できるものに限定されています。また、対象出荷期間の途中で積立金を引き下ろした場合、当該期間中の最も少ない残額を限度に交付金を交付することとなります。

4. 事業の仕組み

(1) 収入補填タイプ

交付金交付のイメージ(例)

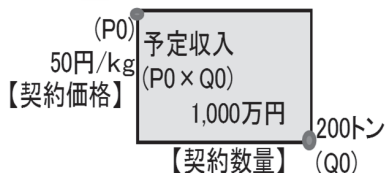
契約時

【 実需者等との契約内容 】

契約価格 (P0)	50円/kg
契約数量 (Q0)	200トン
契約期間	7月～10月
予定収入 (P0×Q0)	1,000万円

事業実施主体が積み立てる積立金額
(積立率20%の場合)
= 予定収入 × 積立率
= 200,000kg × 50円 × 20%
= 200万円

事業実施主体が加入時に積み立てた
200万円と同額の200万円を上限として、
交付金を交付します。



補てん時

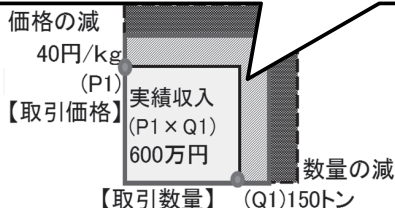
【 実需者等との取引結果 】

取引価格 (P1)	40円/kg
取引数量 (Q1)	150トン
契約期間	7月～10月
実績収入 (P1×Q1)	600万円

交付金の対象となる収入減少分
= 予定収入 × 90% - 実績収入
= 900万円 - 600万円
= 300万円

300万円に補助率(1/2)を乗じた150万円が
機構からの交付金の交付額となります。

予定収入の90%を下回った部分が交付金の交
付対象となる収入減少分です。



価格・数量についての制限

補助金の適切かつ効率的な活用の観点から、交付対象となる価格及び数量には次のように制限を
設けています。

1 交付金の交付対象となる契約価格及び契約数量は、契約相手の実需者等との間における契
約期間の過去3年のそれぞれの年の加重平均価格及び取引数量の最高値等が上限となります。

2 交付金の額の算定について

① 交付金の交付対象となる価格は、契約価格から契約開始時の市場価格と契約期間中の市場
価格との差額を減じた価格が限度となります。

② 交付金の交付対象となる数量は、実取引数量が以下の数量を下回る場合は、いずれか少ない
数量となります。

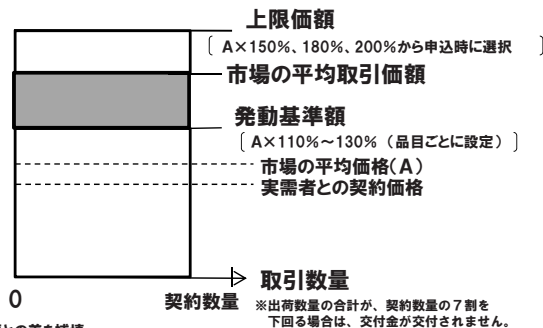
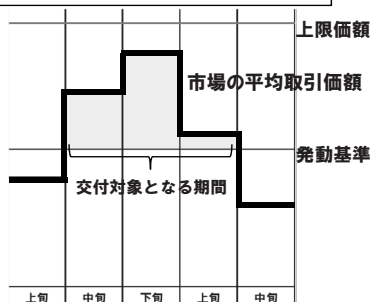
- ・ 契約数量に、契約期間における市場入荷量を過去3年間の市場入荷量の平均で除して得た割
合を乗じて得た数量

- ・ 機構が市場入荷量により豊作と判断した場合に限ることとし、契約数量から2割減少した数量
なお、上記の交付金の交付対象及び額等の算定の結果、実施主体の収入が減少した場合にあっ
ても交付金の交付がない場合があります。

(2) 出荷促進タイプ

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を上回った場合に、契約に沿って出荷した数量に応じて、市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を交付。

仕組みのイメージ(例)



出荷数量に応じて、市場の平均取引価額(高騰時)と発動基準額との差を補填

*出荷数量の合計が、契約数量の7割を下回る場合は、交付金が交付されません。

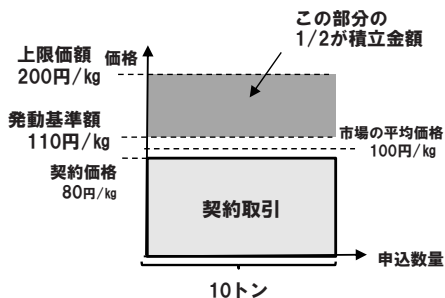
交付金交付のイメージ(例)

積立金額

【事業の応募内容】

契約価格 80円/kg
契約数量 10トン
事業申込数量 10トン

事業実施主体が積み立てる積立金額
(上限価額200%の場合)
= 事業申込数量 × (上限価額 - 発動基準額) ÷ 2
= 10トン × (200円 - 110円) ÷ 2
= 45万円



交付金額

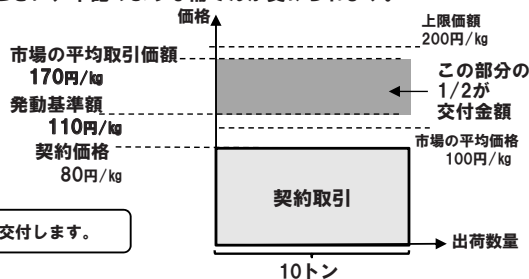
契約に沿った出荷を行ったときに、下記のような補てんが受けられます。

【実需者等との取引結果】

出荷数量 10トン

機構からの交付金額
= 交付対象数量 × 交付単価 ÷ 2
= 10トン × (170円 - 110円) ÷ 2
= 10トン × 60円 ÷ 2
= 60万 ÷ 2
= 30万円

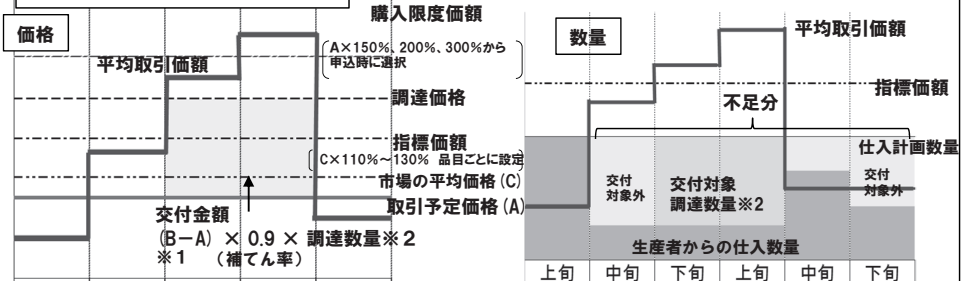
機構から30万円の交付金を交付します。



(3)数量確保タイプ

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額 (= 掛増し経費) の一部を交付。

仕組みのイメージ(例)



※1 Bの価格は、調達価格、平均取引価額又は購入限度価額うち最も低い価格となります。

※2 調達数量は、不足分として調達した数量のうち、対象となる実需者等へ仕向けた部分です(生産者等からの仕入の減少部分を限度)。

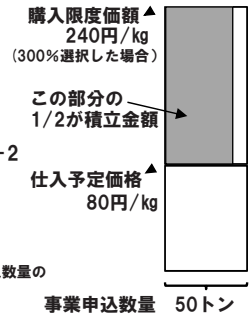
交付金交付のイメージ(例)

積立金額

【事業の応募内容】

仕入予定価格 80円/kg
仕入計画数量 100トン
実需者との契約数量 100トン
事業申込数量※ 50トン
仕入経費(予定) 800万円

事業実施主体が積み立てる積立金額
(購入限度価額300%の場合)
= 事業申込数量 ×
(購入限度価額 - 仕入予定価格) × 0.9 ÷ 2
= 50トン × (240円 - 80円) × 0.9 ÷ 2
= 720万円 ÷ 2
= 360万円



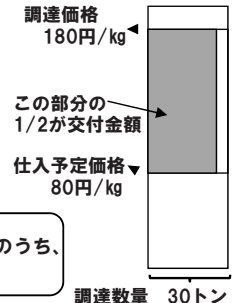
※ 事業申込数量は、実需者との契約数量又は仕入計画数量(過去3か年における生産者等からの仕入数量の最も大きい数量が上限)のいずれか少ない数量の1/2以内となります。

交付金額

【実需者等との取引結果】

仕入予定価格 80円/kg
仕入数量 70トン
調達価格 180円/kg
調達数量 30トン
契約出荷数量 100トン
仕入経費 1,100万円

機構からの交付金額
= 交付対象数量(調達数量) ×
(調達価格 - 仕入予定価格) × 0.9 ÷ 2
= 30トン × (180円 - 80円) × 0.9 ÷ 2
= 30トン × 90円 ÷ 2
= 270万円 ÷ 2
= 135万円



数量確保に要した300万円の掛増し経費のうち、機構から135万円の交付金を交付します。